

苫小牧市住宅用新・省エネルギーシステム補助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用新・省エネルギーシステム（以下「対象システム」という。）を設置する者に対し、補助金を交付することにより対象システムの普及促進を図り、地球温暖化防止に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金（市長が別に定めるものを除く。）をいう。

(対象システム)

第3条 補助金の交付対象となるシステムは、別表1に掲げるとおりとし、未使用品（中古品は除く。）のものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、別表1により算出した額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に自ら居住する住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含む。）又は敷地内に対象システムを設置する者とし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 既存住宅に対象システムを設置する場合、購入又は設置を市内に事務所を有する法人又は個人事業者等に依頼していること。
- (4) 苫小牧市暴力団の排除に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
- (5) これまで自らを含め同一世帯内に別表1に掲げる対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

(申込)

第6条 次に定める補助対象システムを新築住宅へ設置する者は、募集期間内に補助事業申込書（様式第1号）を提出しなければならない。市長は受付後、申込受領書（様式第2号）により申込番号を通知する。

- (1) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器
- (2) 潜熱回収型ガス給湯暖房器

(3) 潜熱回収型石油給湯暖房器

(交付予定者の決定)

第7条 補助金の交付を申請できる者（以下「交付予定者」という。）は、当該年度の予算の範囲内において、抽選もしくは先着順で決定する。ただし、前条に該当する申込をした全ての申込者に対し補助金の交付が可能な場合は、抽選を行わずに全ての申込者を交付予定者とする。

- (1) 抽選による決定 前条に該当する申込による額が、前条に規定する機器予算枠を超えた場合。
- (2) 先着順による決定 前条以外の申請の場合。

2 市長は、補助事業申込書を提出した全ての者に選定の結果を通知する。

(計画の変更及び中止)

第8条 第6条の申込を行い、交付予定者となった者が、申込内容の変更をする場合、又は対象システムの設置を中止する場合、計画変更中止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付予定額が増額となる計画変更は認めない。

(補助金交付申請)

第9条 交付予定者は、補助金交付申請年度の3月末日、又は市長が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第6号）に別表2に定める書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

- 2 補助申請は、同一年度1世帯につき1回限り、かつ1回の申込みにつき4機種の同時申請を認めるものとする。ただし、1機種につき1台に限る。（潜熱回収型石油給湯暖房器については、給湯、暖房の同時申請可）
- 3 交付予定者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金交付の決定及び交付額の確定)

第10条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し交付額決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請書の内容を審査し、適正でないと判断した場合は補助不交付通知書（様式第8号）により、申請者に通知する。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第11条 前条第1項に規定する交付額通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による請求があったときは、交付請求書を受領した後、速やかに第10条の

規定により確定した額を交付決定者に対し交付するものとする。

(手続代行)

第 12 条 対象システムを販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）は、補助対象者に代わって第 6 条に規定する申込、交付予定者に代わって第 9 条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 市長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずることができる。

(1) 第 9 条に掲げる書類の内容に虚偽が明らかになったとき。

(2) 不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 暴力団員であることが判明したとき。

(4) その他、この要綱の規定に違反していると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は決定した補助金の額を減ずる場合において、既に補助金が交付されている場合は、補助員等返還命令書（様式第 10 号）により、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

3 交付決定者は、補助金等の返還を命じられたときは、苫小牧市補助金等交付規則に基づき返還しなければならない。

(調査等)

第 14 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、交付決定者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、交付を受けた者に対し、必要に応じて対象システムの使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第 15 条 交付決定者は、補助対象システムを取得した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（別表 3）に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供してはならない。（以下「処分」という。）

2 交付決定者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書（様式第 11 号）を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により交付決定者による財産の処分について承認するときは、当該財産の取得に要した補助金について、規定により返納させるものとする。ただし、市長が認める場合は

その限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

苫小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業要綱（平成 27 年 5 月 1 日制定）は廃止する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3・4条関係）

対象システム	対象システムの要件	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW未満（増設等の場合は既存分も含める。）であること。 ②JIS基準等に基づく製品認証を受けていること。 ③低圧配電線と逆流有りで連携し、電力事業者と電力需給契約を締結すること。	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない）に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）。	上限 120,000円 ※新築、既存の区別なし
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①CO ₂ を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式であること。 ②寒冷地対応であること。		新築住宅 上限 40,000円 既存住宅 上限 45,000円
潜熱回収型ガス給湯暖房器（エコジョーズ）	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 ②天然ガス又はLPガスを燃料として使用していること。 ③熱効率が90%以上であること。 ④寒冷地対応であること。		新築住宅 上限 30,000円 既存住宅 上限 35,000円
潜熱回収型石油給湯暖房器（エコフィール） ※独立した給湯装置と暖房装置は別機種として扱う。	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①潜熱を回収するための熱交換機を備えていること。 ②灯油を使用していること。 ③熱効率が90%以上であること。 ④寒冷地対応であること。		新築住宅 上限 20,000円 既存住宅 上限 25,000円
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ②「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること ③家電製品等の自動制御ができること。 ④太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない）に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）。 ※独自端末でない場合は費用から除く	下限 10,000円 上限 20,000円 ※新築、既存の区別なし
定置用リチウムイオン蓄電池	次の各号のいずれの要件も満たすもの。 ①常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。（接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。） ②蓄電容量が1kW以上であること。 ③メーカー指定の環境条件に設置すること。	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない）に1/10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）。	上限 120,000円 ※新築、既存の区別なし

別表 2 (第 9 条関係)

添付書類	
①完納証明書 (市税を滞納していないことの証明) 発行後 3 ヶ月以内	※1
②位置図 (住宅地図など設置する住宅等の位置がわかるもの)	
③対象システムの仕様書 (仕様が確認できるカタログ等でも可)	
④経費の内訳が明記されている書類の写し (一式工事により、補助対象設備を補助対象外のものと一括して設置する場合は、補助対象設備費用内訳書【様式第 15 号】を添付すること。)	
⑤系統連系に係る契約のご案内の写し	※2
⑥電力会社から発行された検針連絡票 (設置前月)	※3
⑥工事請負契約書等の写し	
⑦対象システムの購入・設置に要する経費の支払が確認できる書類の写し (領収書等)	
⑧製品証明書【様式第 12 号】 (製品が新品であることの証明)	
⑨対象システム設置前後の写真	※4
・太陽光発電 : ○モジュール	※5 ○対象システムが確認できる住宅全景 ○パワーコンディショナー ○モニター画面 (発電量が表示されていること)
・エコキュート : ○ヒートポンプユニット	○リモコン付表示モニター ○貯湯タンク
・エコジョーズ : ○エコジョーズ本体	○リモコン付表示モニター ○屋外給排気装置
・エコフィール : ○エコフィール本体	○リモコン付表示モニター ○屋外給排気装置
・HEMS : ○モニター装置 (電気使用量等が表示されていること)	○計測装置 (分電盤)
・定置用蓄電池 : ○蓄電池本体	○電力変換装置 (パワーコンディショナーなど)
⑩設置承諾書【様式第 13 号】	※6
⑪住民票の原本又は写し 発行後 3 ヶ月以内	
⑫振込依頼書【様式第 14 号】	※7
⑬その他市長が必要と認めるもの	

※1 市税全て (市・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税) が対象となります。また、市税の課税がない場合は課税証明書を添付すること。

※2 太陽光発電システム設置の場合のみ。

※3 定置用蓄電池を既存住宅に設置する場合。

※4 新築住宅に設置の場合は設置後写真の提出とする。

※5 枚数が確認できること。

※6 対象システムを設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合又は共有名義の場合のみ。

※7 通帳の写し (口座名義、口座番号が確認できるもの) を添付すること。

別表 3 (15 条関係)

対象システム	法定耐用年数
太陽光発電システム	17 年
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	6 年
潜熱回収型ガス給湯暖房器 (エコジョーズ)	6 年
潜熱回収型石油給湯暖房器 (エコフィール)	6 年
ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)	5 年
定置用リチウムイオン蓄電池	6 年